

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

平成21年
8月号

第30回通常総会

「見られている」ことを意識し、今期を力強く発進してほしい
開催日時／7月2日(木)午後2時 場所／ホテルグランドパレス 松の間

議案

- ①平成20年度事業報告
- ②平成20年度決算報告
- ③平成20年度監査報告
- ④共済規約一部改定(案)
- ⑤共済資産の目的外使用
- ⑥平成21年度事業計画(案)
- ⑦平成21年度予算(案)
- ⑧役員一部変更



「これ以上評価を落とさないよう、“再生”の年にしたい」

冒頭、木村会長が「今、行政は個人タクシーの新規参入も制限しようとしています。昔の個人タクシーであれば、喜んで増やしていただけたが、今の個人タクシーではそうなりません。今は、個人も法人も削減しなければならぬと言われる理由を、根底から見つめ直していくときです。かつて、個人タクシー存続の危機に直面したとき、マスターズ制度の導入によって持ち直しました。

それを踏まえた上で、個人タクシーの信頼回復のため、皆さんにマスターズ制度へ参加していただきたいと思っています。また、総合安全プラン2009も進められています。事故率の低下がはつきりと目に見える形で表れるよう、頑張っていたきたい。個人タクシーは見られているということを忘れないでください」と挨拶しました。

その後役員・委員の表彰があり、長年役員・委員として在任し、協会の運営に尽力された11名に表彰状が贈られました。

10年	清水委員	5年	相澤副会長
5年	城副会長	5年	山下理事
5年	山内理事	5年	山内理事



3年連続、無事故・無違反を達成した板橋支部の阿部さん

5年	清水監事
5年	後藤委員
5年	川井委員
5年	嶋津委員
5年	原川委員

続いて、セーフティドライバー・コンテ

ストで無事故・無違反を達成した36チームを代表して、品川第三支部の山口進さんへ感謝状を授与。また、無事故・無違反を連続で達成したチームの表彰も行われ、3年連続達成の4チームを代表して、板橋支部の阿部廣行さんが表彰状並びに記念品を受け取りました。さらに、タクシー強盗事件において、犯人逮捕に協力した板橋第一支部の北川さんへも、感謝状並びに記念品が贈られました。

引き続き行われた議案審議では、すべての議案が賛成多数で可決。議案⑧では、山内敏彦理事に代わり、川井文雄氏が残任1年間、理事に就任しました。

議題

- ①セーフティドライバー・コンテスト参加に関する件
- ②国債の売却時期について(案)

第1回 理事会の 焦点

厳しい状況が続きますが、今年度も頑張ります
開催日時 7月21日(火)午後1時30分 場所 協会会議室

「いよいよ新年度がスタートしました。今年度は新規参入抑制の問題が最重要課題です。個人タクシーに若い事業者がより多く入ってこられるように、今後も行政へお願いし続けていくので、現在個人タクシー事業者を目指

して頑張っている方々には、引き続き真面目に取り組んでいただきたい。」と、最初に木村会長からお話がありました。

さらに、「タクシーの事業構造改善計画については、マスターズ制度を軸として参加率を

上げると同時に、マスターズの質の確保のため、接客・地理の研修も考えています。新しい道や施設の情報を確実に共有し、営業しなれない場所だと地理がわからないということをなくしていきたいでしょう」と、締めくくりました。

都内個人タクシーの現況 (平成21年7月1日現在)

許可事業者数	17,744名	(前月比-70名)
(特別区、武三)	17,258名	北多摩189名 南多摩297名
傘下事業者数	17,558名	(前月比-71名)
(特別区、武三)	17,074名	北多摩189名 南多摩295名

第30回通常総会に寄せて

力を合わせて新たな目標を目指そう

第30回通常総会終了後、懇親会が開かれました。個人タクシー誕生50周年、そして特別措置法によって供給過剰を是正するためにタクシー業界が新たなステップを踏み出そうとする年にあたって、木村会長はじめ出席された来賓の方々のご挨拶を紹介いたします。

個タクの新たな再生のスタート

(社)東京都個人タクシー協会会長 木村忠義

会長に就任して1年、タクシー業界にはさまざまな出来事がありました。中でも6月に衆参両院を通過した特別措置法によって、私たちは新たな業界秩序の構築に向かって進んでいくことになりました。そういう意味でも、平成21年が、課題の多い年になることは間違いありません。私が就任した昨年を「個人タクシーの再生元年」と位置付けましたが、むしろ今年こそ、再生元年と呼ぶべき年かもしれません。

本来個人タクシーは安心・安全が売り物であつたはずですが。しかし昨今は、胸を張ってそう言えない状況になっています。個人タクシーが魅力ある業界になれば、若い人たちも希望を抱いて法人タクシーに入ってくるでしょう。それは法人・個人、どちらか一方のためというのではなく、業界全体のために必要なことなのです。つまり私たちは、タクシー業界全体のために、個人タクシーが必要とされる状況を再び作らなければなりません。平成21年を、そのスタートの年にしたいと思しますので、どうかご支援・ご協力をお願いいたします。

業界の発展こそが利用者の利益

国土交通省関東運輸局長 福本秀爾氏

特別措置法により、今年はタクシー業界の歴史が変わる年。しかし業界は今、きわめて厳しい環境下にあります。1日も早く協議会を立ち上げ、議論し、結論を出していきたいと思えます。また今年3月、「事業用自動車総合安全プラン2009」がまとめられ、関東地域の安全対策会議が発足しました。事故の半減・飲酒運転の根絶という高い目標に向けて努力してまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

利用者の選択が可能なタクシーサービスということが言われています。私どももお客様に喜ばれ、優良な運転手さんにもっとご活躍いただけるよう、優良乗り場の拡大など、さまざまな手を打っていきたくと思っています。個人タクシー業界でも、マスタートイズ制度のさらなる拡大を図っていただきたい。個人タクシー業界の発展は、利便性向上という形で利用者の利益にもなると私は確信しています。個人タクシー発足50年という節目の年、そのために共に頑張っていくことをお誓い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

ドライバーの模範として自覚を

警視庁交通部交通総務課長 檜垣重臣氏

日ごろから交通安全をはじめ、多大なるご理解とご協力をいただいております。この場を借りてまずお礼申し上げます。今年の都内の交通事故は、発生件数・死傷者数とも昨年に比べて減少しており、これもまた皆様のご協力の賜物と考えています。

しかしタクシー業界全体を見た場合、死亡事故は減っているものの、残念ながら事故件数自体は増えているのが現状です。事故を減らすには、何よりも交通ルールやマナーを守っていただくことが重要です。特に、個人タクシーの方々にはドライバーの模範としての責任があります。その立場を自覚して、これまで以上にルール・マナーの順守に努めていただきたいと思っています。

警視庁では今、「チャレンジ・アンダー218」ということで、昨年の事故による死者数218人を少しでも下回るよう、交通安全活動を進めているところです。皆様方にも、引き続きこれにご協力くださいますようお願いいたします。個人タクシー業界のますますのご発展と、皆様のご健勝、ご活躍を心からお祈りしております。

力を合わせて適正台数の実現を

(社)東京乗用旅客自動車協会会長 富田昌孝氏

国交省はじめ関係各位の尽力で特別措置法が可決され、責任のボールは私達の手に渡りました。これから全国で適正台数の実現に向けた協議が始まりますが、世界的に成功例がないことで、相当な困難が予想されます。しかし適正台数が実現すれば、乗務員の収入が上がりやすくなります。サービスがよくなり、事故も減ります。私ども法人業界は、これ以外に道はないという決意を固め、全国的に団結して頑張っていこうとしているところですが、個人さんと力を合わせれば、必ずこの困難を乗り越えることができるものと信じていますので、力強いご協力とご支援をお願いいたします。

またタクシー乗務員として10年、20年と頑張れば個人の仲間入りができて、待遇が改善される……そうならば若い人がどんどん法人に入ってきます。その方々が個人の仲間入りを目指して頑張れば、それでタクシー業界が発展します。そうやって、法人・個人が一緒に利用者のために尽くしていきたいと思えます。頑張りますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



木村忠義会長



福本秀爾局長



檜垣重臣課長



富田昌孝会長

街頭営業適正化特別委員 街頭営業適正化推進指導員／平成21年度合同会議開催

事業者・組織を守る指導員の重大さを再確認

7月8日午後1時30分から協定会議室において、合同会議が開催されました。相澤委員長と木村会長からの挨拶、街頭営業のビデオ放映、(財)東京タクシーセンターの伊藤課長と安達課長代理による講義、そして質疑応答などが行われました。

木村会長挨拶

指導員は組織を守る最前線



「あと1年最前線で組織を守ってください」

1年間の街頭指導で、不適正営業の常習者がいることはおわかりでしょう。真面目に営業している多くの事業者を守るためには、常習者には業界を去っていただくしかないのかなど、私は思います。なぜなら、行政などに業界の主張を聞いていただけるのは、背後に4万2000人の個人タクシー事業者がいるからです。組織があるからこそ私たちが存在できるわけで、組織力が落ちると個人タクシーは存続できなくなります。また一方には、あと20年、30年と個人タクシーを続けようと考えている人たちがいます。これから事業者を目指す人もいます。そういう若い人たちのためにみんなで一緒に組織を守っていかねばならないのに、自分さえ良ければいいという考えで不適正営業を繰り返す人が、組織を危うくしているのです。

そういう意味で、不適正営業を繰り返す人と闘う指導員の方々は、個人タクシー業界という組織を守る最前線に在ることになります。ご自分の仕事の重大さを改めて認識し、あと1年を頑張っていたきたい。

伊藤課長による講義

「乗って安心」実現に向けて

銀座の不適正営業が問題になっていますが、残念ながら、そのほとんどが個人事業者です。警察にも「何とかしてほしい」と言われていますが、それは、タクシーに交通ルールを守ってほしいという意味です。しかし、高速の入口や横断歩道で待ちをするような悪質な例が後を断ちません。私達が街頭指導を行ったときは、メモをとっている指導員をかすめてUターンし、そのまま信号を無視して逃げていく事業者もいました。非常に危険です。指導員の皆さんは、安全には十分に注意してください。

また、めったに組合に顔を出さない人もいます。適正運営推進制度を「知らなかったのだから仕方がない」と言い訳する人がいます。そういう人も含めて、同じ事業者を指導するのは大変なこととは思いますが、「乗って安心」の個人タクシーを復活させるためにも、どうか頑張ってください。



推進指導員を激励する伊藤課長

「タクシーセンターの街頭指導計画」

平成21年8月

重点指導地区

①銀座・新橋地区

②羽田空港

・違法行為及びタクシー乗り場等適正運営推進制度規制無視の防止指導

・帰宅客等需要増加に伴う乗り場の秩序維持

①新宿駅周辺

②東京駅

③石神井公園駅周辺

・乗り場周辺の交通安全業務及び違法行為の防止指導

平成21年9月

重点指導地区

①銀座・新橋地区

②新宿駅周辺

・違法行為及びタクシー乗り場等適正運営推進制度規制無視の防止指導

準重点指導地区

①六本木・赤坂周辺

②大相模9月場所

③赤羽駅周辺

・乗り場周辺の交通安全業務及び違法行為の防止指導

平成21年9月の特別公開指導

銀座・新橋地区、池袋駅周辺

(平成21年9月18日(金)午後9時から翌午前1時まで)

・違法行為及びタクシー乗り場等適正運営推進制度規制無視の防止指導

■行政処分状況

平成21年6月分

処分日時	処分内容	違反条項	違反概要	点数
6月9日	車両停止 (40日車)	特別措置法 第43条第2項	乗禁地区営業	4点
6月9日	車両停止 (60日車)	運輸規則第45条	無車検運行	6点
6月16日	許可取消	道運法第40条	許可期限 1年5回連続	0点
6月16日	許可取消	道運法第40条	許可期限 1年5回連続	0点
6月23日	車両停止 (55日車)	運輸規則第25条	運転日報	6点

計報

* 6月

氏名	所属団体	享年	病名
高松一正さん	(東個協 新東京)	71歳	心不全
野沢博さん	(多摩個・東日本協組)	59歳	心不全
八巻忠さん	(東個協 墨東)	67歳	肺がん
若山正三さん	(東個協 杉並)	77歳	不明
加藤松司さん	(全個人)	60歳	肺がん
星野忠平さん	(東個協 新東京)	69歳	直腸がん
貴島正博さん	(東個協 北)	59歳	心不全
鈴木正昭さん	(東個協 豊島)	57歳	心不全
小池庸孔さん	(東個協 品川第三)	74歳	心不全
石原重代さん	(東個協 足立第二)	65歳	心筋梗塞
岡村善二さん	(都営協 石神井)	63歳	事故死

ご冥福をお祈り申し上げます



飲酒運転の根絶を訴える瀧澤交通部長

警視庁と東京都では、関係団体・機関と協力して飲酒運転をさせない社会環境の醸成を目指して「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」が7月24日から30日まで開催。初日の24日、

警視庁と東京都では、関係団体・機関と協力して飲酒

飲酒させないTOKYOキャンペーン（夏季） 交通事故死者を減らして、安全な社会に

浅草公会堂で記念セレモニーが行われました。式典では瀧澤交通部長から「このキャンペーンは平成18年に福岡県で幼児3人が飲酒運転による事故に巻き込まれ、命を落としたことをきっかけに始まりました。このキャンペーンを機に、飲酒運転根絶のために様々な策を講じていきますので、皆さんのご協力をお願いします」とお話がありました。その後、浜口京子さんをゲストに迎えての交通安全教室などが行われ、飲酒運転の撲滅、交通安全についてPRしました。

優良タクシー乗り場を新設 入構にご協力お願いします

特段のご協力をお願いいたします。

1. 運用開始日時

平成21年8月5日（水）午前10時から

2. 入構可能な車両

①東京タクシーセンターの優良運転者表彰を受賞した運転者で、優良運転者章を表示するタクシー車両

②優良個人タクシー事業者認定制度の最高位「マスター（みつ星）」であることを表示する個人タクシー車両

※入構方法は従前のとおり
※個人タクシー事業者として優良運転者表彰を受けていなくとも、法人タクシー乗務員時代に優良運転者表彰を受けている事業者は、東京タクシーセンターにて手続きをすることにより優良運転者章の交付を受けて、優良タクシー乗り場に入構できます。

新橋駅東口に続き、JR東京駅丸の内北口前及び新宿駅西口地下タクシー乗り場が優良タクシー乗り場として新設されました。入構可能車両は、マスター事業者及び東京タクシーセンターの優良運転者表彰を受けた事業者に限られます。マスターが、優良タクシー乗り場の対象となっていることは、マスターズ制度の社会的認知への絶好の機会です。この機会を逃さず、個人タクシーのより一層の評価向上を図るため、入構可能な事業者は積極的に入構してください。特に、新宿駅西口地下タクシー乗り場の早朝時間帯（7時30分～10時30分）は車両不足が危惧されるため、より多く入構されるよう、

6月1日

許可期限1年

更新日	更新者数	許可期限1年				
		1回目	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続
H16.6.1	2,367	393	77	17		
率	20.6%	16.6%	3.3%	0.7%	23.5%	
H17.6.1	1,814	351	77	14	4	
率	24.6%	19.3%	4.2%	0.8%	21.4%	0.2%
H18.6.1	3,208	735	71	20	3	0
率	25.8%	22.9%	2.2%	0.6%	10.0%	0.1%
H19.6.1	2,947	526	147	18	2	0
率	23.5%	17.8%	5.0%	0.6%	33.3%	0.1%
H20.6.1	2,282	452	112	34	6	0
率	26.5%	19.8%	4.9%	1.5%	26.5%	0.3%
H21.6.1	2,337	456	112	22	9	1
率	25.7%	19.5%	4.8%	0.9%	0.4%	0.0%

12月1日

許可期限1年

更新日	更新者数	許可期限1年				
		1回目	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続
H15.12.1	3,167	566	90			
率	20.7%	17.9%	2.8%	27.8%		
H16.12.1	3,168	540	121	25		
率	21.7%	17.0%	3.8%	21.5%	0.8%	36.0%
H17.12.1	2,486	404	122	26	9	
率	22.6%	16.3%	4.9%	29.5%	1.0%	38.8%
H18.12.1	3,925	841	116	36	10	0
率	25.6%	21.4%	3.0%	33.6%	0.9%	36.1%
H19.12.1	3,893	753	197	39	13	1
率	25.8%	19.3%	5.1%	31.0%	1.0%	28.2%
H20.12.1	3,338	608	195	61	11	2
率	26.3%	18.2%	5.8%	1.8%	0.3%	15.4%

※年令の理由のみにより1年となった者を除く。

限1年が862名、2年が84名、3年が

安全第一、法令順守の営業を

今回の更新者は2337名で、許可期限1年が862名、2年が84名、3年が1042名、5年が349名という内訳。また586名が特別研修対象です。今後は、より一層安全運転を心掛けてください。

平成22年6月1日更新者の事業者研修会日程表

午後12時45分より午後4時まで

【於 九段会館】

開催日	団体名				
平成21年 10月6日 (火)	足立第一支部 (56名)	足立第二支部 (66名)	荒川支部 (34名)	板橋第一支部 (44名)	江戸川第一支部 (44名)
	大田第一支部 (46名)	大田第二支部 (6名)	葛飾第一支部 (59名)	葛飾第二支部 (57名)	北支部 (68名)
	北第二支部 (32名)	品川第一支部 (21名)	足立支部 (63名)	城北支部 (61名)	板橋支部 (61名)
	第一事業団協組 (81名)	東優協会 (3名)	全個人協議会 (24名)		
10月20日 (火)	品川第二支部 (16名)	品川第三支部 (16名)	渋谷支部 (30名)	新宿支部 (40名)	杉並支部 (48名)
	世田谷第一支部 (45名)	世田谷第二支部 (20名)	世田谷第三支部 (24名)	台東支部 (11名)	都心支部 (12名)
	練馬支部 (98名)	文京第一支部 (22名)	文京第二支部 (30名)	豊島支部 (39名)	練馬第二支部 (26名)
	石神井支部 (38名)	双和支部 (14名)	朋友支部 (21名)	千住協組 (12名)	東京新足立協組 (11名)
12月14日 (月)	東陽支部 (32名)	亀戸支部 (22名)	四〇支部 (28名)	新東京協組 (23名)	東京相互協会 (27名)
	東京旅客協会 (28名)	新運輸協組 (14名)	東京都民主協組 (18名)	新興協組 (18名)	江戸川協組 (56名)
	中野支部 (27名)	武三支部 (35名)	目黒第一支部 (10名)	目黒第二支部 (19名)	墨東支部 (49名)
	杉並第二支部 (27名)	野方支部 (15名)	墨田支部 (43名)	城南支部 (34名)	新東京支部 (73名)
	南多摩支部 (16名)	北多摩支部 (9名)	文友支部 (19名)	新中野支部 (48名)	江東支部 (18名)
	第一多摩協組 (2名)	町田協組 (2名)	小岩支部 (27名)	東部協組 (40名)	東京北支部 (19名)
	葛飾支部 (11名)	さくら協組 (19名)	事業団支部 (108名)	東支部 (31名)	友和支部 (42名)
	都民同盟支部 (22名)	東京西北支部 (7名)	自交総連支部 (14名)	豊玉支部 (19名)	全東京協組 (28名)
	東日本協組 (6名)	南多摩協組 (1名)			